

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和元年12月19日(木)午後2時5分～午後2時13分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 堀 巖 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、市民窓口課長 近藤玲子

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|--------|---|--------------|
| 議案第95号 | 岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第96号 | 岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第97号 | 岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第98号 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |

総務・産業建設常任委員会（令和元年12月19日）

◎委員長（堀 巖君） 定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、今回、人勸関係の追加議案ということでございます。また色々ご質問いただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

それでは、議案第95号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略ということで、当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、委員間討議を省略し、討論も省略します。

それでは、直ちに採決に入ります。

議案第95号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第95号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第96号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） それでは説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
委員間討議及び討論を省略し、直ちに採決に入ります。

議案第96号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第96号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今年の人事院勧告につきましては、給与表の引上げと勤勉手当の引上げということだと思いますが、それ以外にも住居手当の問題があったと思いますが、今回は議案に含まれておらないというふうに見えるんですが、住居手当の改定については、職員組合との交渉の経過もあろうかと思いますが、どのような取扱いになっているんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 人事院勧告の内容で、月例給と特別給の引上げについては今回、条例のほう、追加で出させていただいております。住居手当の見直しにつきましては、今、委員さんからご質問がありましたように、職員組合との話し合いが11月25日と12月11日の2回行いまして、月例給と特別給の引上げについては合意を得られました。住居手当の引上げにつきましては、令和2年4月1日施行ということですので、少し時間をかけて協議していきたいということもございますので、これから協議していきたいと考えております。予定としては、合意を得ていただいていたかたちになりますが、3月のほうで出させていただけたらなと考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。住居手当の改定のこと、少し資料で見たりしますと、支払っている家賃が59,000円というところを境に、上だったり下だったり、上の方は上がるけど、下の方は下がるみたいな、そういう扱いになるみたいなんですけど、東京や首都圏の方は59,000円というのが常識的な家賃なのかも知れないですけど、この辺とはちょっと事情が違うんじゃないかなと思うんですけど、例えば、まだこれからの協議だから話せる

部分と話せない部分とあるというふうには思いますけど、下がる人がどのくらいいるのかっていうのはわかりますでしょうかね。わからなければ結構ですけど。わかりましたら教えてください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 本市の状況につきましては、今現在ということでございまして、住居手当につきましては、持ち家には支給はしておりません。家賃を払っている職員につきましては支給をしております、合計で大体100人弱、今住居手当の支給をしております、そのうち50人強が今ご指摘のありましたように、減額となる予定でございまして。以上でございます。

◎委員長（堀 巖君） ほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） それでは他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議は必要ですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 委員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、採決に入ります。

議案第97号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第97号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第98号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議及び討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第98号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第98号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案については、正・副委員長に御一任頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） ご異議なしと認め、そのように決しました。以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。